



公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画部企画課土地対策室及び地方事務所において一般の閲覧に供します。

平成25年12月26日

長野県知事 阿部 守一

土地利用基本計画図地域区分別面積

区分	変更前		変更後	
	面積 (ha)	県土面積に 対する割合 (%)	面積 (ha)	県土面積に 対する割合 (%)
農業地域	463,493	34.2	463,476	34.2

企画課土地対策室

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録しました。

平成25年12月26日

長野県知事 阿部 守一

登録年月日	登録の有効期間	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
平成25年 11月28日	平成25年 11月28日 から 平成28年 11月27日	長野県 第892号	乾燥菌体肥料	みすず有機菌体肥料	窒素全量 7.0% りん酸全量 4.0% その他の規格 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり	株式会社みすずコープ レーション 長野県長野市若里1606 番地

農業技術課

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成25年12月26日

長野県知事 阿部 守一

更新年月日	登録の有効期間	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
平成25年 7月17日	平成25年 8月12日 から 平成28年 8月11日	長野県 第885号	混合有機質肥料	有機4-3-1	窒素全量 4.0% りん酸全量 3.5% 加里全量 1.0% その他の規格 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり	株式会社イトウ精麦 長野県長野市篠ノ井布 施高田734
平成25年 12月17日	平成26年 1月24日 から 平成29年 1月23日	長野県 第889号	乾燥菌体肥料	丸善須坂肥料	窒素全量 5.5% その他の規格 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり	丸善食品工業株式会社 長野県千曲市大字寂蔵 880番地

農業技術課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年12月26日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

塩尻都市計画公園 3・3・1号 長者原公園

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び塩尻市役所

都市計画課

公告

中信平土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年12月26日

長野県松本地方事務所長 白鳥 政徳

理事

新 任

氏 名 住 所

北林光司 安曇野市堀金烏川1131番地

村瀬定男 松本市梓川梓4484番地3

退 任

氏 名 住 所

倉田勝功 松本市梓川梓835番地

勝野利勉 安曇野市穂高有明7660番地2

監 事

新 任

望月重男 安曇野市穂高柏原2916番地

退 任

北林光司 安曇野市堀金烏川1131番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年12月26日

長野県諏訪地方事務所長 寺澤信行

1 許可番号 平成25年7月25日

長野県諏訪地方事務所指令25諏地建第75-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

茅野市豊平字東嶽10412-44

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

諏訪市上川2-2192-2

藤森土木建設株式会社 代表取締役 藤森秀則

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年12月26日

長野県下伊那地方事務所長 石田訓教

1 許可番号 平成25年4月26日

長野県下伊那地方事務所指令25下伊地建第12-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下伊那郡豊丘村大字河野9082-1の内、9083-1の内、9084-1の内、9085-1の内、9097、9098、9099、9100、9101、9102、9222の内、9223

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区新橋5-36-11

横浜ゴム株式会社 代表取締役社長 野地彦旬

建築指導課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定しました。

平成25年12月26日

長野県佐久地方事務所長 青柳郁生

1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日 平成25年11月5日

3 指定道路の位置 起点 佐久市原字中島115-6
終点 佐久市原字土井田98-5

4 指定道路の延長 305.00メートル

5 指定道路の幅員 12.00メートル

建築指導課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年12月26日

長野県佐久地方事務所長 青柳郁生

1 指定番号 佐久第345号

2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 指定の年月日 平成25年11月15日

4 指定道路の位置 小諸市大字御影新田字谷地原2499-4

5 指定道路の延長 30.20メートル

6 指定道路の幅員 5.60~5.72メートル

建築指導課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年12月26日

長野県上伊那地方事務所長 青木一男

- 1 (1) 指定番号 上伊那第544号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成25年10月21日
- (4) 指定道路の位置 上伊那郡南箕輪村字禪門3015-1
- (5) 指定道路の延長 72.91メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.82メートル
- 2 (1) 指定番号 上伊那第545号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成25年10月28日
- (4) 指定道路の位置 上伊那郡辰野町大字平出1879-4
- (5) 指定道路の延長 27.44メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.00メートル
- 3 (1) 指定番号 上伊那第546号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成25年10月25日
- (4) 指定道路の位置 駒ヶ根市赤穂3937-9
- (5) 指定道路の延長 25.81メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.98メートル及び4.0メートル
- 4 (1) 指定番号 上伊那第547号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成25年11月11日
- (4) 指定道路の位置 伊那市西箕輪7167-1
- (5) 指定道路の延長 33.80メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.00メートル

建築指導課

- (4) 指定道路の位置 安曇野市三郷明盛1405-1、1413-7、1413-8及び1418-4
- (5) 指定道路の延長 65.52メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.79メートル

建築指導課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年12月26日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

- 1 指定番号 長野第828号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成25年10月3日
- 4 指定道路の位置 須坂市大字坂田字久弥下319-1、319-5、319-9、326-3及び326-4
- 5 指定道路の延長 27.85メートル
- 6 指定道路の幅員 4.88メートル

建築指導課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年12月26日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

- 1 指定番号 北信第164号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成25年10月16日
- 4 指定道路の位置 中野市大字片塩字松崎85-1
- 5 指定道路の延長 110.900メートル
- 6 指定道路の幅員 4.810~4.835メートル

建築指導課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年12月26日

長野県松本地方事務所長 白鳥政徳

- 1 (1) 指定番号 松本第296号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成25年10月2日
- (4) 指定道路の位置 安曇野市穂高柏原1587-13
- (5) 指定道路の延長 53.76メートル
- (6) 指定道路の幅員 5.00メートル
- 2 (1) 指定番号 松本第297号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成25年11月19日

建築指導課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路を、次のとおり廃止しました。

平成25年12月26日

長野県佐久地方事務所長 青柳郁生

- 1 廃止した指定道路の指定番号 佐久第189号
- 2 廃止した指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 廃止年月日 平成25年12月5日
- 4 廃止した指定道路の位置 佐久市鍛冶屋253-1
- 5 廃止した指定道路の延長 34.90メートル
- 6 廃止した指定道路の幅員 4.30メートル

建築指導課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので、同条第6項の規定により次のとおり公告します。

平成25年12月26日

長野県佐久地方事務所長 青柳郁生

対象区域	認定年月日	対象区域等の縦覧場所
佐久市大字小田井字前藤部603-1、603-4、603-5、603-6、603-7、604-2、604-3、606-3、606-4、607-1、607-2、608-1、608-2、608-3、608-4、609、610-2、612-3、613-2、613-3、613-4、613-5、613-6、614-2、615-4、615-5、615-6、625、626-1、626-6、626-7、628-3、629-3、630-4、630-5、631-3、631-4、632-3、633-4、634-3、634-4、635、636-1、636-2、637、638-1、638-3、638-4、639-1、639-3、639-4、639-5、639-6及び639-7並びに大字小田井字笠沢651-1、651-2、651-3、652、653-1及び653-3並びに大字岩村田字東曾根1-1、1-2、2-1、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、3-1、3-3、3-4、3-5、4-1、4-3、4-4、4-5、4-6及び4-7並びに大字岩村田字上曾根43-1、43-2、43-8及び43-9 北佐久郡御代田町大字御代田字前藤部1167-3、1168-2、1169-1、1169-2、1170-1、1170-2、1171-1、1171-2、1171-3、1171-4、1171-5、1174-1、1174-4、1175-1、1175-2、1178及び1179-1	平成25年12月16日	長野県佐久地方事務所

建築指導課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成25年12月26日

長野県安曇野建設事務所長 油井均

1 落札に係る役務及び予定数量

(1) 役務

平成26年度犀川安曇野流域下水道維持管理事業に伴う汚泥処分業務委託

(2) 予定数量

消化脱水汚泥 3,300トン

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県安曇野建設事務所 総務課

(2) 所在地 安曇野市豊科4960-1

3 落札者を決定した日

平成25年11月25日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 明星セメント株式会社 糸魚川工場

(2) 所在地 新潟県糸魚川市上刈7丁目1番1号

5 落札額

1トン当たりの単価 15,336円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成25年10月10日

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月26日

長野県佐久建設事務所長 石井杉男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの非常用予備発電設備保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成26年3月14日まで

(4) 履行場所

南佐久郡佐久穂町古谷 古谷ダム

南佐久郡佐久穂町余地 余地ダム

北佐久郡御代田町広戸 湯川ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に非常用予備発電設備の設置工事又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県佐久建設事務所 総務課

電話 0267 (82) 3101

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年1月21日（火）午後1時30分
イ 場所 長野県佐久建設事務所 第1会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年1月14日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年1月20日（月）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月26日

長野県上田建設事務所長 戸 谷 勝 彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
ダムの受電設備及び予備電源設備の保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成26年3月10日まで

(4) 履行場所

上田市 内村ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (5) 過去5年以内に高圧受電設備の点検業務の履行実績を有する者であること。

- (6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上田建設事務所 総務課

電話 0268 (25) 7162

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年1月20日（月）午前11時

イ 場所 長野県上田合同庁舎 502号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年1月14日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年1月17日（金）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成25年12月26日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
2月23日 (日)	午前10時 から 午後4時 まで	伊那会場	上伊那郡箕輪町大字 中箕輪10284-1 地域交流センター みのわ	60名

3 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、 正誤式による考 査を行います。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活環境課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成25年12月26日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
2月5日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	上田会場	上田市上田原1640 上田創造館	60名
2月19日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	大町会場	大町市大町1601-2 大町市文化会館 フレンド・プラザ大町	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、獣銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活環境課

公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成25年12月26日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

1 審査の種類、期日及び場所

	種類	期日	場所
技能検定員審査	知識・技能 (大型二種、中型二種、普通二種)	平成26年1月 27日(月) 午前9時から 午後0時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗 ヶ原73-116 長野県警察本部交通部 運転免許本部 中南信運転免許センター
	車種追加 (大特)	平成26年1月 29日(水) 午前9時から 午後0時まで	
	車種追加 (普自二)	平成26年1月 28日(火) 午前9時から 午後0時まで	
教習指導員審査	知識・技能 (普通)	平成26年1月 28日(火) 午前9時から 午後0時まで	
	知識・技能 (大型二種、中型二種、普通二種)	平成26年1月 27日(月) 午前9時から 午後0時まで	
	車種追加 (大特)	平成26年1月 30日(木) 午前9時から 午後0時まで	
	車種追加 (普自二)	平成26年1月 28日(火) 午前9時から 午後0時まで	

2 審査方法

(1) 技能検定員審査（大特、普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査（大型二種、中型二種、又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3) 教習指導員審査（普通、大特又は普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

(4) 教習指導員審査（大型二種、中型二種、又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

3 審査の手続

(1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課を経由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書に貼る写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成26年1月16日（木）までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

(7) 技能検定員審査（大特） 14,500円

(1) 技能検定員審査（普自二） 14,500円

(ウ) 技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種） 21,850円

イ 教習指導員審査

(7) 教習指導員審査（普通） 11,800円

(1) 教習指導員審査（大特） 9,450円

(ウ) 教習指導員審査（普自二） 9,450円

(イ) 教習指導員審査（大型二種、中型二種又は普通二種） 12,850円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあっては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により（申請書に貼って、

消印しないこと。) 納付すること。

4 その他

- (1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。
- (2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部
運転免許本部東北信運転免許課（電話 026-292-2345 内線
231）に行うこと。

東北信運転免許課